

## 廃棄物関係団体補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、廃棄物関係団体（以下「団体」という。）の健全な育成を図るため、団体に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、各団体の運営に要する経費とする。

(補助額)

第3条 前条の経費に対する補助額は、当該経費の範囲内において知事の定める額とする。

(申請書の様式等)

第4条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、別に定める。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、歳入歳出予算書とする。

4 規則第4条第2項第1号から第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定の通知等)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

2 知事は、必要があると認めた交付金の範囲内において、概算払をすることができる。

(補助金の請求)

第6条 団体の代表者は、補助事業の交付を受けようとするときは、様式第3号の請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第7条 団体の代表者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式)

第8条 規則第13条の報告書の様式は、様式第4号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書には、歳入歳出決算（見込）書を添付しなければならない。

(報告書の提出時期)

第9条 規則第13条の報告書の提出時期は、補助事業完了後30日以内とする。

(確定通知書の様式)

第10条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(書類の整備等)

第11条 団体の代表者は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備し、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

年度廃棄物関係団体補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名

下記により、 年度の廃棄物関係団体補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金申請額 金 円
- 2 補助事業の実施計画
- 3 補助事業の実施期間
- 4 添付書類 歳入歳出予算書

様式第2号（第5条関係）

年度廃棄物関係団体補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で申請のあった、  
年度廃棄物関係団体補助金については、下記のとおり交付する。

記

1 交付金額 金 円

2 支払方法 概算払

3 交付条件

補助金等の交付手続等に関する規則及び廃棄物関係団体補助金交付要綱の定めによるほか、次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付け 第 号の申請書記載のとおりであること。
- (2) 実績報告書は、定められた期日までに提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年度廃棄物関係団体補助金請求書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、  
年度廃棄物関係団体補助金について、下記のとおり交付されたく請求しま  
す。

記

補助金請求額 金 円

様式第4号（第8条関係）

年度廃棄物関係団体補助金実績報告書

第 号  
年 月 日

埼玉県知事

団体の所在地  
団体の名称  
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた 事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 補助事業の実施期間
- 3 補助事業の成果
- 4 添付書類 歳入歳出決算（見込）書

様式第5号（第10条関係）

年度廃棄物関係団体補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

埼玉県知事

年 月 日付け 第 号で交付決定した、  
年度廃棄物関係団体補助金については、年 月 日付け  
第 号で報告のあった実績報告に基づき、当該補助金の額を金  
円に確定したので通知する。